



日光物産商会店舗

員数 1棟
所在地 上鉢石町 1026 ほか
構造及び形式
 木造2階建て、鉄板葺き、
 建築面積 233 m²
登録基準 造形の規範
沿革 着工：不明
 竣工：不明
 設計者：不詳

美術工芸品販売店として建設されるが、建設中に金谷ホテルが買収。日光彫の製造販売、輸出店として開業した。後に土産物販売と食堂の営業が中心となる。高い天井や太い柱、随所に見られる装飾彫刻など、創業時の姿を色濃く残している。



日光市庁舎本館 (現日光総合支所)

員数 1棟
所在地 中鉢石町 999
構造及び形式
 木造3階一部4階建て、鉄板葺き、建築面積 2,470 m²
登録基準 造形の規範
沿革 着工：明治 38 年
 竣工：不明
 設計者：不詳

古美術骨董商であった小林庄一郎がリゾートホテルとして建設。「大名ホテル」と呼ばれた。昭和 18 年、古河電工日光電気精銅所が買収し、工員アパートとなる。戦後の一時期、進駐軍に接収されていたが、昭和 27 年、古河電工から日光町に寄付され、庁舎となる。

日光市内の登録文化財

| 名 称 | 登録年月日 |
|-----------------|----------------------|
| イタリア大使館別荘記念公園本邸 | 平成13年 8 月28日 |
| 稲荷川第六砂防堰堤 | 平成14年 8 月21日 |
| 稲荷川第四砂防堰堤 | 平成14年 8 月21日 |
| 稲荷川第二砂防堰堤 | 平成14年 8 月21日 |
| 稲荷川第三砂防堰堤 | 平成14年 8 月21日 |
| 稲荷川第十砂防堰堤 | 平成14年 8 月21日 |
| 釜ツ沢下流砂防堰堤 | 平成14年 8 月21日 |
| 釜ツ沢砂防堰堤 | 平成14年 8 月21日 |
| 丹勢山砂防堰堤 | 平成15年 1 月31日 |
| 大久保砂防堰堤 | 平成15年 1 月31日 |
| 小米平砂防堰堤 | 平成15年 1 月31日 |
| 方等上流砂防堰堤 | 平成15年 1 月31日 |
| 東照宮武徳殿 | 平成17年 2 月 9 日 |
| 日光金谷ホテル本館 | 平成17年11月10日 |
| 日光金谷ホテル新館 | 平成17年11月10日 |
| 日光金谷ホテル観覧亭 | 平成17年11月10日 |
| 日光金谷ホテル展望閣 | 平成17年11月10日 |
| 日光金谷ホテル別館 | 平成17年11月10日 |
| 日光市庁舎本館 | 平成18年 3 月 2 日 |
| 日光物産商会店舗 | 平成18年 3 月 2 日 |

※このほか、レストラン明治の館、遊晏山房ふじもと(以上旧ホーン邸)、掛水倶楽部の登録が進められています。

護していくことを目的として、平成 8 年に導入された制度が登録文化財です。この制度は、国や県、市町村の文化財に指定されていない建築物や土木構造物、工作物を対象にしています。原則として建築後 50 年以上が経過しており、歴史的景観に寄与しているものや当時の造形の規範となるもの、再現することが容易でないものなどが該当します。現在も使用されているものが大半であり、まちづくりなどに活用することを前提にしているため、優遇措置は税制上、若干認められている程度です。しかし、現状変更などの規制については、指定文化財よりも緩和されており、指定文化財制度を補完するものとなっております。

文化財の活用

3 月 2 日(木)、旧日光市庁舎本館と日光物産商会店舗が国の登録有形文化財に登録され、市の登録文化財は 20 件になりました。「必要人が守り伝えていく」。これが文化財の基本な考え方といえます。国や県、市などの文化財に指定されなくても、地域にとつて重要な文化財ならば、登録文化財として保護と活用を図ることができます。市内には、指定も登録もされていない文化財候補となる建造物が数多くあります。これらの貴重な建造物の登録を進め、まちづくりや地域の活性化に活用していくことが、これからの日光市に求められています。